令和 8 年 10 月

別所沼公園　簡易ドッグラン（試行開設）利用規約

別所沼公園では、「愛犬との憩い・交流の場の創出」・「豊かな共生社会の創造」・「別所沼公園の魅力向上」等を目的に、利用の少ない公園の空きスペースを活用し、社会実験としてドッグラン施設を試行的に開設します。

当ドックランを利用するにあたっては、本利用規約を遵守していただき、利用者同士が譲り合い、飼い主自らの責任で利用していただきます。咬傷事故等のトラブルについては、当事者同士で解決してください。さいたま市及び施設管理者は一切の責任を負わないことをご了解ください。

利用登録

・ご利用には、利用者登録が必要となります。
・スマートフォン等から登録フォームにアクセスし、必要事項をご入力のうえ、登録手続きをしてください。

・登録手続き後（初回利用時など）、愛犬の　①犬鑑札　②狂犬病予防注射済票（当年度）　③混合ワクチン注射済証明書類（1 年以内もの）、登録者の　④身分証明証（登録申請者の住所、氏名、年齢が確認できるもの）をお持ちのうえ、別所沼公園管理事務所へお越しください。
確認ののち『登録証』をお渡しいたします。【登録完了】

登録フォーム

・利用登録は、1 頭ごとに 1 登録が必要となります。利用登録証は同居のご家族内で利用可能です。他者への貸与は認められません。
・生後６か月未満の犬は登録できません。また、小型犬で体重８kg未満に限ります。
・利用登録は、16 歳以上の方で、本規約を守っていただける方に限ります。

◎ 本規約を守れない場合や管理上支障のある行為を繰り返した場合等には利用登録を抹消されても意義のないことを同意のうえ、ご登録ください。

利用期間・利用方法等

・ドッグランの開園日は土日祝日、年末年始を除く平日です。
※荒天時、施設整備・修繕等により休止する場合があります。
・開園時間は、９：００～１６：３０（最終受付１６：００）
・開園から９０分を１区分とし、入替え制となります。
（１区分概ね 10 頭程度）
・利用料金は、1 区分 1 頭につき３００円となります。（原則返金不可）
・入場前に必ず受付にてお手続きください。
・1 人が 1 回に入場（利用）できる頭数は 2 頭までとします。
・未就学児の入場は、事故の可能性があるため禁止とします。また、小学生、中学生の利用は、成人以上の保護者の同伴が必要となります。
・飼い主と愛犬は必ず一緒に入場し、飼い主の方は、常に愛犬から目を離さずに、他の犬や飼い主に迷惑のかからないようにしてください。
・ドッグランの利用に慣れていない愛犬やトレーニングが不十分な愛犬の場合には、リードは外さないでください。
・犬同士のけんか等トラブルが発生し、すぐに収まらない場合には、一旦退場していただくこともあります。
・愛犬の排泄物、吐瀉物等の汚物は、飼い主が速やかに回収し責任をもって持ち帰り、決して公園内に捨てないでください。また、尿をした後は速やかに水で洗い流してください。
・ケガ、病気（皮膚病、内部・外部寄生虫等）の愛犬や発情期の愛犬の入場はご遠慮いただきます。

禁止事項等

・犬を連れていない方の入場・飲食・給餌・喫煙・犬の運動器具、玩具や他の犬の活動に支障の可能性がある物品の持込み、トリミング・ブラッシング・シャンプー、競技を目的とした練習、犬以外のペットの入場、営業・勧誘活動・寄附行為、不当な占有。
・無許可の雑誌・TV 等の取材や撮影及び個人肖像権に抵触する撮影。

その他

・近隣住民にとって迷惑な騒音にならないようご配慮ください。
・本規約に違反した場合や管理者の指示等に従っていただけない場合や、その他管理上支障があると判断した場合は、ご利用をお断りすることがあります。
・利用規約は、諸事情により変更する場合があります。

◎　当ドッグランは社会実験として試行的に開設するため、期間途中に閉鎖する場合もあります。ご了承ください。
◎　駐車場が手狭なため、お車以外でのご来園にご協力ください。

管理者　（公財）さいたま市公園緑地協会（別所沼公園）
Tel　０４８－７１１－２２９０